

地震でケガをしたら

救

護

所



©大田区

大田区は
震度6弱以上
の地震発生から概ね
72時間、区内19箇所
で救護所を開設する
ぴょん！

救護所の役割・機能

トリアージ
(ケガの程度
を診て、治療
の優先順位
付け)

搬送判断
(軽症以外の
方の応急手
当、搬送先
の決定)

軽症者処置
(軽症の方の
手当て)

● 緊急医療救護所
★ 軽症者救護所



近くの救護所をチェック！！

問合せ先 大田区健康医療政策課
災害・地域医療担当

☎ 03-5744-1264

大田区 地震 救護所

